

○熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則

(平成 26 年 7 月 29 日規則第 35 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日規則第 9 号 令和元年 7 月 1 日規則第 5 号

令和元年 12 月 20 日規則第 21 号 令和 2 年 12 月 25 日規則第 59 号

令和 3 年 6 月 8 日規則第 26 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成 26 年熊本県条例第 48 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申出)

第 2 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 12 項の規定による申出は、控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書（別記第 1 号様式）を知事に提出してしなければならない。

2 条例第 3 条第 1 項の申出書には、同条第 2 項各号（当該特定非営利活動法人が同項に規定する知事所轄法人である場合にあっては、第 4 号から第 8 号までを除く。）に掲げる書類正副 2 通を添付しなければならない。

(判定基準寄附者について明らかにすべき事項等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める事項は、寄附者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）とする。

2 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める額は、3,000 円とする。ただし、当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第 19 条第 2 項第 3 号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第 8 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第 21 条第 1 項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第 8 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。）の額がある場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額とする。

3 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める数は、50 とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第4条 条例第4条第2号並びに第3号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(特定非営利活動の実績に関する基準に係る要件)

第5条 条例第4条第3号アに規定する規則で定める数は、50とする。

2 条例第4条第3号イに規定する規則で定める数は、1とする。

3 条例第4条第3号ウに規定する規則で定める数は、50とする。

(会員又はこれに類する者)

第6条 条例第4条第4号に規定する会員又はこれに類する者（以下この条において「会員等」という。）として規則で定める者は、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（同条第5号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該特定非営利活動法人の帳簿又は書類に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するものとする。

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第7条 条例第4条第4号に規定する当該特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方である者であって、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

(事業活動のうちその対象が社員等である活動等の占める割合)

第8条 条例第4条第5号に規定する規則で定める割合は、実績判定期間（条例第3条第3項に規定する実績判定期間をいう。第19条及び第29条において同じ。）において、当該特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(その対象が社員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第9条 条例第4条第5号アに規定する規則で定める活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 当該特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね100分の10に相当する額以下の額及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用のうちその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下の額を社員等（条例第4条第4号に規定する社員等をいう。以下この条において同じ。）から得て行うもの
- (2) 当該特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を社員等が当該特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、当該額と

当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下の額及び付随費用の実費相当額以下の額をその対価として社員等から得て行うもの

- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号、第22条第2号及び第24条第1項第2号において「法」という。）別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその社員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である社員等又は法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人である社員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第10条 条例第4条第5号イに規定する規則で定める活動は、前条第3号に掲げる活動とする。

（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第11条 条例第4条第6号アに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（役員との特殊の関係）

第12条 条例第4条第6号(ア)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係
- (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係
- (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係

（特定の法人との関係）

第13条 条例第4条第6号ア(イ)に規定する規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及び当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は、当該他の法人の発行済株式等の総数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係）

第14条 条例第4条第6号ア(イ)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係
- (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員又は使用人である者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係
- (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係  
(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第15条 条例第4条第6号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第16条 条例第4条第6号エに規定する規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理で、その支出した金銭の使途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正なものとする。

(社員その他の構成員又は寄附者等との特殊の関係)

第17条 条例第4条第7号イに規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者である関係
- (2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該社員その他の構成員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係
- (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族で、当該関係のある者と生計を一にしているものである関係  
(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第18条 条例第4条第7号イに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 社員その他の構成員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの社員その他の構成員に対する報酬又は給与(以下この条において「報酬等」という。)の支給の状況等に照らして当該社員その他の構成員に対する報酬等の支給として過大と認められる報酬等の支給を行っていないことその他社員その他の構成員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係にある者(以下この条及び第24条第1項第1号イにおいて「社員その他の関係者」という。)に対し報酬等の支給に関して特別の利益を与えていないこと。
- (2) 社員その他の関係者又は社員その他の関係者が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲

渡を行っていないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えていないこと。

(3) 社員その他の関係者に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えていないこと。

(4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第7号ア(ア)から(ウ)までに掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行っていないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第19条 条例第4条第7号ウに規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第20条 条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併後存続する特定非営利活動法人であって、当該提出した日の属する事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第3項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第10号中「その設立の日」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第2号、第3号ア及びイ、第5号、第7号ウ及びエ並びに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第4条第2号、第3号ア及びイ、第5号並びに第7号ウ及びエに掲げる基準  
当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第4条第11号に掲げる基準  
当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人であって当該提出した日の属する事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあつては、その合併」とあるのは「条例

第3条第1項の申出書を提出した日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、その設立」と、同項及び前項各号中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と読み替えるものとする。

(指定の更新の申出)

第21条 条例第9条第4項に規定する規則で定める期間は、指定の有効期間の満了の日の9月前から6月前までの期間とする。

2 条例第9条第4項の申出は、控除対象特定非営利活動法人の指定の更新の申出書（別記第2号様式）を知事に提出してしなければならない。

3 第2条第2項及び第3条から前条までの規定は、条例第9条第5項において条例第3条（第1項を除く。）、第4条（第10号を除く。）及び第5条から第7条までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第1項中「と、条例第4条第10号中「その設立の日」とあるのは「当該申出書に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第3項中「条例第3条第1項」とあるのは「条例第9条第5項において準用する条例第3条第1項」と読み替えるものとする。

(役員の変更等の届出等)

第22条 控除対象特定非営利活動法人（条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、条例第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類正副2通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 代表者の氏名の変更又は役員の名若しくは住所若しくは居所に変更があつた場合 変更後の役員名簿（代表者又は役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）にあつては、当該代表者又は役員が条例第6条第1号のアからカまでのいずれにも該当していない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿）

(2) 定款の変更をした場合 変更後の定款が条例第6条第3号に該当していない旨を説明する書類、変更後の定款及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

ア 定款の変更が登記事項に係る変更である場合 登記事項証明書、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

イ アに掲げる場合以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

(名称等の変更の届出等)

第23条 控除対象特定非営利活動法人は、条例第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書類正副2通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- (2) 変更後の定款
- (3) 登記事項証明書

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に毎事業年度作成すべき書類)

第24条 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 社員その他の関係者との取引

- (2) 役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と法第45条第1項第4号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この号において同じ。)に対する報酬又は給与の状況についての次に掲げる事項

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。)

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

- (3) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日

2 条例第12条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第6号(イを除く。)、第7号ア及びイ並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(助成金の支給の実績に関する記録簿等の備置き)

第25条 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、助成金の支給の実績に関する記録簿(別記第4号様式)を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第26条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書(別記第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第13条第1項の規定により提出する書類には、副本1通を添えるものとする。

3 条例第 13 条第 2 項の規定による書類の提出は、助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書（別記第 7 号様式）を知事に提出して行うものとする。

4 条例第 13 条第 2 項の規定により提出する書類には、副本 1 通を添えるものとする。  
（役員報酬規程等の公開）

第 27 条 知事は、条例第 14 条の規定による閲覧又は謄写を、知事が定める場所において行わせるものとする。

（解散の届出）

第 28 条 解散した控除対象特定非営利活動法人の清算人は、条例第 15 条の規定による届出をしようとするときは、控除対象特定非営利活動法人解散届出書（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

（合併の届出）

第 29 条 控除対象特定非営利活動法人は、条例第 16 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、合併認証申請届出書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

（控除対象特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等）

第 30 条 条例第 16 条第 2 項の規定により条例第 3 条、第 4 条（第 10 号を除く。）、第 6 条及び第 12 条第 1 項の規定を準用する場合には、条例第 3 条第 3 項中「指定を受けようとする特定非営利活動法人」とあるのは「第 16 条第 1 項の規定による届出をした控除対象特定非営利活動法人」と、「5 年（指定を受けたことがない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2 年）」とあるのは「2 年」と、「各事業年度」とあるのは「当該控除対象特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第 4 条中「前条第 1 項の申出書を提出した特定非営利活動法人が」とあるのは「第 16 条第 1 項の規定による届出をした控除対象特定非営利活動法人（合併後存続するものに限る。）」と、「当該特定非営利活動法人」とあるのは「当該控除対象特定非営利活動法人」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と、条例第 6 条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する控除対象特定非営利活動法人」と、「指定」とあるのは「指定の変更」と読み替えるものとする。

2 条例第 16 条第 2 項の規定により条例第 3 条第 3 項の実績判定期間に関する規定を準用する場合において、控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人の実績判定期間につき条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 4 条第 2 号、第 3 号ア及びイ並びに第 5 号から第 9 号までに掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。



- (1) 条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 4 条第 2 号、第 3 号ア及びイ、第 5 号、第 6 号並びに第 7 号ウ及びエに掲げる基準 控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第 16 条第 2 項において準用する条例第 4 条第 7 号ア及びイ、第 8 号並びに第 9 号に掲げる基準 控除対象特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(合併の届出に関する規定の準用)

第 31 条 第 2 条第 2 項及び第 3 条から第 19 条までの規定は、条例第 16 条第 2 項の規定において条例第 3 条、第 4 条（第 10 号を除く。）、第 6 条及び第 12 条第 1 項の規定を準用する場合について準用する。

(職員の身分を示す証明書の様式)

第 32 条 条例第 17 条第 6 項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、別記第 11 号様式によるものとする。

(雑則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 9 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 20 日規則第 21 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

附 則(令和 2 年 12 月 25 日規則第 59 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 12 項の規定による指定の申出、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する

条例（平成 26 年熊本県条例第 48 号）第 9 条第 4 項に規定する指定の更新の申出又は同条例第 16 条第 1 項の規定による届出をした者のこれらの申出に係る指定若しくは指定の更新の基準又は当該届出に係る指定の変更の基準については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 6 月 8 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則第 24 条第 1 項第 2 号及び別記第 6 号様式の規定は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成 26 年熊本県条例第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する控除対象特定非営利活動法人がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、当該控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

別記第 1 号様式(第 2 条関係)

控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書  
[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 21 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の指定の更新の申出書  
[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 22 条、第 23 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書  
[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 25 条関係)

助成金の支給の実績に関する記録簿  
[別紙参照]

別記第 5 号様式 削除

別記第 6 号様式(第 26 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書  
[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 26 条関係)

助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書  
[別紙参照]

別記第 8 号様式 削除

別記第 9 号様式(第 28 条関係)

控除対象特定非営利活動法人解散届出書  
[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 29 条関係)

合併認証申請届出書  
[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 32 条関係)

職員の身分を示す証明書  
[別紙参照]